

## ⑮-1 図書館設置と運営の基本について

図書館の設置と運営の基本原則については、文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日改正）に、くわしい記載があります。

それぞれの地域の実情や、その自治体がめざすサービス目標によって、方策や経費に違いはあっても、守り努めるべき基本原則として、舞鶴市図書館の計画で参考にすることができます。図書館基本計画の検討協議に先だち、あらためて「告示」を確認しておきます。

### 一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

### 二 設置の基本

- 1 市は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、市の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

### 三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

### 四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。



図書館開架室では、時に講演会やコンサートが開かれたりする。



青少年開架室は創作展示交流もあるラーニングcommonsとなる。

## ⑮-2 図書館の役割、「教育基本法」と「図書館法」

### □社会的な使命から生まれた図書館の役割

図書館は、なんのために必要か、なぜ公共がサービスをするのか。この命題はその時の、時代の状況や要請にあわせて、教育政策、文化政策、情報政策、都市政策など市民的共感と財政的裏付けが得られる役割の説明に展開され、複合的で曖昧に捉えられています。

#### ①教育政策としての図書館の役割

なぜ図書館が必要であるか、法的根拠として教育基本法に書かれています。めざすべき社会の実現の手段は教育であり、生涯学び続ける国民の存在にあるというわけです。この教育基本法の下、社会教育法や図書館法に、目的でなく手段概略が記されています。

#### ②情報政策としての図書館の役割

情報化社会が幕を開け、ITC技術習得が公平な社会の実現に不可欠となったとき、広く市民が技術や情報を取得する支援が世界の図書館の新しい役割となりました。混迷の社会を生き抜く情報インフラとしてそれぞれの課題解決支援に期待が持たれています

#### ③まちづくり政策や社会包摂としての図書館の役割

図書館の求心力や広場性は本質的な魅力役割です。本や物や人に会うことを通して、個人が学び変わるといふ教育の本義を超えて、帰属する過疎化対策や中心市街地活性化やコミュニティ再生手法として、魅力的な広場として図書館の役割が期待されています。

### □舞鶴市民がのぞむ図書館の役割

市民に向けて舞鶴市の図書館がめざす3つの基本理念を図書館の役割と考えます。

#### ①舞鶴市民の、毎日の暮らしと学びに「役立つ図書館」

いつでも、どこでも、だれにでも、日常生活のためのさまざまな知識情報を提供し、市民の生涯を通じた学びを支えます。そのために、多くの役に立つ資料や情報を選択・収集、整理し、的確に提供できるようにし、対応する図書館司書の技量を磨きます。

#### ②舞鶴の新しい時代をつくる、「情報の窓となる図書館」

舞鶴の長い歴史の中でどのように変化し、現在どうなっているかを知り、市の将来について考え、構想を練るのに役に立つ図書館。新しい時代の情報発信基地となる図書館。外の世界の情報が見える窓辺のような図書館。開かれた図書館を育てます。

#### ③市民が出会い舞鶴の文化をつくりだす、「都市の広場としての図書館」

図書館での出会いは、資料、資料世界、芸術、人、場など多様です。こうした他者との交流や故郷舞鶴への親しみが、舞鶴を豊かな活力あるまちへと誘います。図書館を核とした地域社会の市民生活が、舞鶴に暮らす魅力と文化を生み育てるのです。

### □教育基本法（制定時原文） 前文

公布 1947年(昭和22年)3月31日  
施行 1947年(昭和22年)3月31日

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

#### 第1条【教育の目的】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

#### 第2条【教育の方針】

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

#### 第3条【教育の機会均等】

- 1 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

#### 第7条【社会教育】

- 1 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

### □図書館法（この法律の目的） 第一条

この法律は、社会教育法の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

#### （定義） 第二条

- 1 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第34条の法人が設置するものをいう。

### □文部科学省 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

#### 一 趣旨

- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

#### 二 設置の基本

- 1 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等の連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 3 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。